

尾張旭市監査公表第42号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年6月8日付け8危第46号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

総務部危機管理課

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市総合防災訓練使用動画制作放送業務の契約書には、「3業務の内容別添仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書を添付していなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	決裁時の確認の徹底はもとより、契約締結時にも改めて契約書原本の内容を確認することを徹底し、再発防止に努める。
防災業務支援サービス委託業務の契約について、契約締結伺いではサービス仕様書を添付していなかったにもかかわらず、実際の契約では添付していた。 契約事務を適切に実施されたい。	決裁時に添付書類の確認を徹底するとともに、契約締結時にも改めて契約書原本の内容を確認することを徹底し、再発防止に努める。
令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、ドローン操縦研修業務委託において、代表者名及び代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で共有を図るとともに、押印廃止の適用範囲等を確認することを徹底する。 今後は、見積書については、相手方の代表者名及び代表者の押印確認を複数職員で行うことで、再発防止に努める。
本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。	指摘後、直ちに工事契約の公表を行った。 今後は、契約事務の際に並行して公表事務を進めるとともに、契約締結後に確実に公表されているかを確認することとし、再発防止に努める。

しかしながら、同課は、尾張旭市中央防災倉庫新築工事（制限付き一般競争入札）及び中央防災倉庫棚設置工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。